

秋田県農業再生協議会規約

平成16年	3月24日	制定
平成17年	4月13日	改正
平成19年	4月13日	改正
平成20年	12月10日	改正
平成21年	4月10日	改正
平成21年	7月17日	改正
平成22年	4月21日	改正
平成23年	4月27日	改正
平成24年	4月20日	改正
平成25年	3月6日	改正
平成25年	4月15日	改正
平成26年	2月20日	改正
平成26年	4月18日	改正
平成27年	2月6日	改正
平成27年	4月21日	改正
平成28年	4月25日	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 県協議会は、主たる事務局を秋田市八橋南二丁目10-16 秋田県農業協同組合中央会に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に関する事。
- (2) 経営所得安定対策の対象作物の生産数量目標の設定に関する事。
- (3) 農地の利用集積に関する事。
- (4) 耕作放棄地の再生利用に関する事。
- (5) 担い手の育成・確保に関する事。
- (6) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関する事。
- (7) 攻めの農業実践緊急対策事業の推進に関する事。
- (8) 稲作農業の体質強化緊急対策事業の推進に関する事。
- (9) その他、地域農業を振興するために必要な事。

2 県協議会は、前項に関する業務の一部を農業協同組合等に委託して実施することができる。

第2章 構成

(県協議会の構成)

第5条 県協議会は、次の機関・団体をもって構成する。

秋田県（以下「県」という。）

秋田県市長会（以下「県市長会」という。）

秋田県町村会（以下「県町村会」という。）

一般社団法人秋田県農業会議（以下「県農業会議」という。）

秋田県農業協同組合中央会（以下「県農協中央会」という。）

全国農業協同組合連合会秋田県本部（以下「全農県本部」という。）

秋田県主食集荷商業協同組合（以下「県主食集荷商協」という。）

秋田県農業共済組合連合会（以下「県農業共済連」という。）

秋田県土地改良事業団体連合会（以下「県土地連」という。）

公益社団法人秋田県農業公社(秋田県農地中間管理機構)（以下「県農業公社」という。）

秋田県産米改良協会（以下「県産米改良協会」という。）

秋田県認定農業者組織連絡協議会（以下「県認定農業者協」という。）

秋田県米穀小売商業組合（以下「県米穀小売組合」という。）

公立大学法人秋田県立大学（以下「県立大」という。）

秋田県農業法人協会（以下「県法人協会」という。）

秋田県耕作放棄地対策協議会（以下「県耕作放棄地協議会」という。）

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第6条 県協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 県協議会の会長には県知事を、副会長には県農協中央会会長、県農林水産部長を充てるものとする。

3 監事には、県市長会事務局次長、及び県町村会総務課長を充てるものとする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、県協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して県協議会の業務を掌理し、会長に事故がある時はその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見した時は、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要がある時は、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第8条 役員の任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第10条 県協議会は、役員が県協議会の役員としてふさわしくない行為をした時、その他特別の事由がある時は、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第11条 役員は無給とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第12条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席者のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 県協議会の構成機関・団体より、会議の目的たる事項を示した書面により開催の請求があったとき。

(2) 第7条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、構成機関・団体に通知しなければならない。

3 総会の開催に当たっては、透明性をもって公正な議論が行われるよう予めインターネット、広報誌等を活用し、会議の日時、場所、目的及び審議事項の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第14条 総会は、構成機関・団体の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 構成機関・団体は、総会において、各1個の表決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第16条に規定する場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関する事。
- (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

2 前項にかかわらず、国による制度変更や補正予算による新規事業へ対応するため、会長が緊急を要すると判断した場合は、幹事会の協議を経て書面による持ち回り議決ができるものとする。

(特別議決事項)

第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 構成機関・団体の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第19条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 秋田県市長会事務局長
- (2) 秋田県町村会事務局長
- (3) 秋田県農業協同組合中央会担い手対策室長

- (4) 全国農業協同組合連合会秋田県本部米穀部長
- (5) 秋田県主食集荷商業協同組合業務部長
- (6) 一般社団法人秋田県農業会議事務局長
- (7) 秋田県土地改良事業団体連合会常務理事
- (8) 公益社団法人秋田県農業公社事務局長
- (9) 秋田県農業共済組合連合会農産部長
- (10) 秋田県農林水産部次長
- (11) 秋田県農林水産部水田総合利用課長

3 幹事長には、県農林水産部次長を充てるものとする。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第20条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (3) 第15条2項に関すること。
- (4) その他幹事会において必要と認めた事項

第6章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる機関・団体ごとに置く。

- (1) 県
- (2) 県農協中央会
- (3) 全農県本部
- (4) 県主食集荷商協
- (5) 県農業会議
- (6) 県農業公社

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

尚、前項第1号においては、各地域振興局単位に地域班を設置し、責任者として班長を置く。

4 会長は、構成する機関・団体の中から、事務局長及び事務局次長を任命する。

5 事務局長は、業務を総括し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

(業務の執行)

第22条 県協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 県協議会は、各事務局ごとに、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておくものとする。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 所掌する事務に係る収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (3) その他所掌する事務に係る前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) 攻めの農業実践緊急対策事業推進費補助金
- (3) 稲作農業の体質強化緊急対策事業費補助金
- (4) その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 県協議会の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 県協議会の事務に要する経費は、第25条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第30条 会長は、第28条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、東北農政局長に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第31条 この規約及び第22条各号に掲げる規程に変更があった場合、県協議会長は、遅滞なく東北農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第32条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第33条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

付則

- 1 この規約は、設立総会において議決した日から施行する。
- 2 本推進本部の設立当初の役員の任期は、第8条1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 本推進本部の設立初年度の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本推進本部の設立初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず県推進本部規約の施行日から平成17年3月31日までとする。
- 5 平成19年度に執行する平成18年産対策(麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策)については、なお、従前の例により取り扱うものとする。
- 6 秋田県担い手育成総合支援協議会の解散に伴い、事業及び会計並びに証拠書類等を本協議会が承継する。尚、承継時期は、秋田県担い手育成総合支援協議会が、東北農政局から秋田県農業再生協議会への権利義務の承継にかかる承認を受けた日とする。

付則 この規約の改正は、平成28年4月25日から施行する。

秋田県農業再生協議会 代表者名簿

平成28年10月現在

No.	機関・団体名	職名	氏名	備考
1	秋田県	知事	佐竹敬久	会長
2	秋田県農林水産部	部長	佐藤博	副会長
3	秋田県市長会	会長	穂積志	
4	秋田県町村会	会長	佐々木哲男	
5	秋田県農業会議	会長	二田孝治	
6	秋田県農業協同組合中央会	会長	木村一男	副会長
7	全国農業協同組合連合会秋田県本部	県本部長	杉山昌史	
8	秋田県主食集荷商業協同組合	理事長	柳田聰	
9	秋田県農業共済組合連合会	会長理事	佐々木順吉	
10	秋田県土地改良事業団体連合会	会長	高貝久遠	
11	公益社団法人 秋田県農業公社	理事長	三浦庄助	
12	秋田県産米改良協会	会長	木村一男	
13	秋田県認定農業者組織連絡協議会	会長	正木修一	
14	秋田県農業法人協会	会長	宮川正和	
15	秋田県米穀小売商業組合	理事長	渡辺正宏	
16	秋田県立大学	教授	鶴川洋樹	
17	秋田県耕作放棄地対策協議会	会長	藤原元吉	

オブザーバー

	東北農政局（秋田支局）	地方参事官 （秋田支局長）	土屋憲一	
--	-------------	------------------	------	--

監事

	秋田県市長会 事務局	次長	嶋 貢	
	秋田県町村会 事務局	総務課長	柴田一郎	

秋田県農業再生協議会 幹事名簿

平成28年10月現在

No.	機関・団体名	職名	氏名	備考
1	秋田県農林水産部	次 長	渡 辺 兵 衛	幹事長
2	秋田県農林水産部 水田総合利用課	課 長	山 本 拓 樹	
3	秋田県市長会	事務局長	工 藤 喜根男	
4	秋田県町村会	事務局長	水 谷 津	
5	秋田県農業会議	専務理事兼事務局長	皆 川 知	
6	秋田県農業協同組合中央会 担い手対策室	室 長	梅 川 東志郎	
7	全国農業協同組合連合会秋田県本部 米穀部	部 長	佐 藤 英 一	
8	秋田県主食集荷商業協同組合 業務部	部 長	大 門 浩 之	
9	秋田県農業共済組合連合会 農産部	部 長	小 林 寿	
10	秋田県土地改良事業団体連合会	常務理事	水 戸 憲 光	
11	公益社団法人 秋田県農業公社	事務局長	福 田 正 人	

オブザーバー

	東北農政局 秋田県拠点	総括農政推進官	安 保 正	
--	-------------	---------	-------	--

秋田県農業再生協議会 事務局名簿

平成28年10月現在

No.	機関・団体名	職名	氏名	備考
1	秋田県農業協同組合中央会 担い手対策室	室 長	梅 川 東志郎	事務局長
2	秋田県農業協同組合中央会 担い手対策室	調 査 役	佐 藤 琢	
3	秋田県農業会議	専務理事兼事務局長	皆 川 知	事務局次長
4	全国農業協同組合連合会秋田県本部 米穀部 米穀総合課	課 長	工 藤 道 也	
5	秋田県主食集荷商業協同組合 業務部 業務課	課 長	菅 芳 信	
6	公益社団法人 秋田県農業公社 農地管理部 農地集積課	課 長	川 上 明 彦	
7	秋田県農林水産部 水田総合利用課	課 長	山 本 拓 樹	事務局次長
8	秋田県農林水産部 水田総合利用課	政 策 監	大 友 義 一	
9	秋田県農林水産部 農林政策課	主幹(兼)班長	草 弼 郁 雄	
10	秋田県農林水産部 農山村振興課	主幹(兼)班長	阿 部 喜 孝	